

事務連絡
令和6年3月28日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔公印省略〕

障害者の雇用の促進等に関する法定雇用率の引上げ等の周知について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者雇用については、令和5年3月に「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（令和5年政令第44号）」が公布されたところです。

これに伴い、令和6年4月1日から適用される障害者雇用率や除外率は下記のとおりとなりますので、別添リーフレットを利用いただき貴会会員企業に対し、ご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 令和6年4月以降の建設事業主の法定雇用率等の見直しについて（引上げ）

厚生労働省の労働政策審議会障害者雇用分科会における議論の結果、令和5年度以降の障害者雇用率について、民間企業（建設事業主等）にあっては2.7%に改める（現行は2.3%）とされたこと。また、障害者の計画的な雇入れができるよう、一定の経過措置を設けることとし、次頁表のとおり段階的に引き上げることとされたところ（令和6年4月1日から2.5%）。

また、障害者雇用率制度は、企業規模を問わず全ての企業を対象としているものであるが、雇用すべき障害者については、企業の常時雇用する労働者数に法定雇用率を乗じ、少数点以下を切り捨てた数とされている。

今回の障害者雇用率の見直しにより、1人以上雇用することが必要な企業規模については、次頁表のとおり段階的に拡大され、一般事業主にあっては、43.5人

以上（令和5年度）から37.5人以上（令和8年7月から）に改められること。

なお、令和6年4月からは40.0人以上とされています。

これに伴い、障害者雇用状況の報告義務や、障害者雇用推進者を選任する努力義務の対象となる事業主の範囲についても改められるものであること。

区 分	令和5年度	令和6年4月～	令和8年7月～
一般企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
一般企業の雇用義務者の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

2 除外率の見直しについて（令和7年から引下げ）

除外率については、業種ごとに設定されており（建設業は現行20%）、令和7年4月1日から10%引き下げられること（令和6年度は現行どおり）。

3 一部の所定労働時間 20 時間未満の方の雇用率への算定について（対象時間の拡大）

週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、令和6年4月1日から雇用率を0.5カウントとして算入できるようになること。

4 その他

障害者雇用率及び除外率の見直しについては、令和5年度全建事業計画にて記載済みであること。

（担当：労働部 古田、菅原）

(参考)

障害者の必要雇用者数の算出例

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数

$$= (\text{常用雇用労働者数}) - \{(\text{常用雇用労働者数}) \times (\text{除外率 } 20\%) (\text{端数切捨})\}$$

法定雇用率達成に必要な雇用障害者数

$$= \text{法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数} \times \text{法定雇用率 } 2.5\%$$

(注) 計算式：厚生労働省障害者雇用状況報告書記入例より

法定雇用率、除外率は：令和6年4月1日以降建設業に適用される率

1 常用労働者 50人の企業（建設業） の場合

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数

$$= 50 \text{ 人} - \{ (50 \text{ 人} \times 20\% \text{ 除外率}) (\text{端数切捨}) \} = 50 - 10.0 = 40 \text{ 人}$$

法定雇用率達成に必要な雇用障害者数

$$= 40 \text{ 人} \times 2.5\% = 1 \text{ 人}$$

1人以上の雇用が必要となる。

2 常用労働者 100人の企業（建設業） の場合

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数

$$= 100 \text{ 人} - \{ (100 \text{ 人} \times 20\% \text{ 除外率}) (\text{端数切捨}) \} = 100 - 20.0 = 80 \text{ 人}$$

法定雇用率達成に必要な雇用障害者数

$$= 80 \text{ 人} \times 2.5\% \text{ 法定雇用率} = 2 \text{ 人}$$

2人以上の雇用が必要となる。